

## 国の飲料水の暫定基準値と排水濃度限度について

## 1 飲料水の暫定規制値

平成 23 年 3 月 17 日付け食安発 0317 第 3 号により厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」

< 飲食物摂取制限に関する指標 >

放射性セシウムの飲料水の指標値 : 200Bq/kg

## 【根拠】

別添 1 「飲食物摂取制限に関する指標について」(平成 10 年 3 月 6 日、原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会)

## 【現状】

厚生労働省では、暫定規制値の見直しを検討中(年内に案を提示予定)。

## 2 排水濃度限度

平成 23 年 8 月 31 日付け環廃対発 110831001 号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課長通知「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」

< 焼却灰の埋立にあたっての排水処理 >

一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)からの排水がある場合は、当面、経口摂取を考慮して定められた「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 13 年 3 月 21 日経済産業省告示第 187 号)」別表第二で定められた濃度限度を目安として排水処理を行う。

三月間の平均濃度がセシウム 134 : 60Bq/L

〃 セシウム 137 : 90Bq/L

## 【根拠】

同一人が 0 歳児から 70 歳児になるまでの期間一定量水を摂取しても被ばく線量が一般公衆の許容値である年平均 1 mSv となる濃度として設定されており、別添 2、「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」(平成 11 年 4 月、放射線審議会基本部会)により算定されたもの。なお、排ガスの基準(三月間の平均濃度がセシウム 134 : 20Bq/m<sup>3</sup>、セシウム 137 : 30Bq/m<sup>3</sup>)も同様に算定されたもの。